

新潟市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月27日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第27号

新潟市公印規則の一部を改正する規則

新潟市公印規則（昭和40年新潟市規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表新潟市消防長印の項使用区分の欄中「消防局企画人事課所管事務及び危険物規制事務に関する行政文書並びに救急搬送証明書」を「新潟市消防長名をもつてする行政文書」に改める。

附 則

この規則は、令和5年5月1日から施行する。